

収税課からののお知らせ

納税相談窓口を開設

税金は、住民福祉の向上や公共サービスを行うための貴重な財源です。税金は、納期限までに納付されるようお願いいたします。

桜川市では、大切な市財源を確保するため、また、納税の公平性を保つために、これまで以上に滞納処分（差押など）を行ってまいります。滞納は、納税者にとって不利益（延滞金の付加、差押など）となることはもちろん、市にとつても大きな損失となります。

未納のある方は早急に納付をお願いいたします。病気・失業などのやむを得ない理由から納付が困難な場合は、納付計画についての納税相談を行っておりますので、大和庁舎 収税課までご

連絡ください。

▼休日納税相談

平日は仕事などで納税相談に来庁するのが困難な方のために、次により休日の納税相談を始めました。

納税相談はもちろん、納税もできますのでお気軽にご相談ください。

- ・相談日／毎月の最終日曜日
- ・時間／9時～16時
- ・場所／収税課（大和庁舎）

▼平日延長窓口

- ・相談日／毎週木曜日
 - ・時間／17時15分～19時30分
 - ・場所／収税課（大和庁舎）
- なお、納税相談をされる場合は、事前に収税課に電話連絡をお願いいたします。



コンビニエンスストアでの納付について

市税など支払いの利便性の向上やライフスタイルの多様化に対応するため、これまでの金融機関や市役所窓口での納付に加えて、コンビニエンスストアでも納付できるようになりました。24時間、いつでも納付することができ、手数料はかかりません。

なお、コンビニエンスストアでの納付は、納付してから市に入金されるまでに約2週間ほどの期間がかかります。そのため、納付したにもかかわらず督促状が届いたなどのお問い合わせがあります。納付が確定されていない状態の場合には督促状・催告書を発送する場合があります。ご理解ください。

滞納のまま放置すると・・・

納期限までに税を納付されない状態を滞納と言います。滞納になると、督促状や催告書の送付、電話での催告や自宅訪問などを行って納税催告をしております。

それでも相談や納税が無い場合は、財産などを調査した上で不動産や給与、預貯金などを差押える滞納処分を行うこととなります。

また、茨城租税債権管理機構へ移管される場合もあります。

差押えまでに至らなくても、滞納すると、督促手数料のほか、納付日までの日数に応じ、その金額に年14・6%（最初の一月は4.3%）の割合で延滞金が増算されます。納付書を紛失したなどにより取められない場合も、そのままにせず必ず相談してください。

市税滞納整理の取り組み

市では訪問中心の滞納整理から、地区担当職員を定め5班体制による文書催告・財産

調査・差押えを中心とした整理方針に改める一方、昨年度は、タイヤロック、搜索などを実施し、更に今年度より公売を含めた差押えを予定するなど滞納処分の強化を図ってまいります。

なお、昨年度の処分状況は次のとおりです。

- ・所得税還付金の差押／63件
- ・預金等（給与を含む）差押／36件
- ・不動産等の差押／28件
- ・タイヤロック／2件
- ・搜索／1件

また、昨年に続き桜川市収納向上対策の一環として今年度も全職員により各税・料金の未納者に対し催告書を手渡し、納付をお願いする取り組みを11月に実施する予定です。

各地区ごとに職員が訪問いたしますので、ご理解のほどお願いいたします。

納税は口座振替で

納税には、安全・確実な口座振替をお勧めします。

■連絡・問合せ先／収税課（☎58-5111・13111代表）